

# 広島市政と市民

ゴミをなくして  
町をきれいに

段原中町下組町内会で

6月号

# よく考えた一票を

## 売収や供給にまどわされず

7月1日は参議院議員の選挙投票日です。この選挙によって定員の半数が改選されます。

わたくしたちは、売収や供給にまどわされることなく、自覚をもって、りっぱな人を選ぶために「よく考えた一票」を投じなければなりません。

## 参議院議員通常選挙

投票日は7月1日

参議院制度が設けられた理由は、衆議院の任期を期する一方で、俗に「参議院の保守」といわれる第二院として、国会の第二院といわれております。いろいろな法案が成立するうえには、原則として衆議院と参議院の両院を通過しなければならぬのです。したがって、参議院としての特色は、衆議院の行きすぎを是正する役目をもっています。また、そ

参議院制度が設けられた理由は、衆議院の任期を期する一方で、俗に「参議院の保守」といわれる第二院として、国会の第二院といわれております。いろいろな法案が成立するうえには、原則として衆議院と参議院の両院を通過しなければならぬのです。したがって、参議院としての特色は、衆議院の行きすぎを是正する役目をもっています。また、そ



選挙人名簿にのっていない人は投票できません。もれていいる人は、かならず選挙人名簿に申請しましょう。

不在者投票の手続き

要です。昭和三十三年三月十一日以前から市内に引きつづいて住んでいる人、昭和十七年六月十二日までに生まれた人で、五月二十九日の県知事および県議会議員補欠選挙のとき、投票通知書が届かなかった人は、六月十一日から六月十八日まで、地元の出票所（勤務時間中）か選挙管理委員会事務局（土曜・日曜にかかわらず午前八時三十分から午後五時まで）で申請用紙に記入して提出してください。

## 例正 年間所得十八万円まで免除 身体障害者などの市民税

在者投票ができる人およびその必要書類はつきのとおりです。  
・市外に旅行中の人は市外市長が市町村長の証明書  
・病氣や妊娠などのため、行くことがむずかしい人は医師などの証明書  
なお、去る五月二十九日の県知事選挙当時の投票所で、このたびとくに投票の場所を変更したところはないのとおりです。  
ことしの三月に地方税法が改正されましたので、それに伴って市税条例の一部をつぎのように改めました。  
◇市民税関係◇  
・身体障害者、未成年者、未成人老年者（六十五歳以上）で、前年の所得が十八万円までの人はかかりません。  
・配当控除を受けず、配当所得の市民税は四％、県民税は一・六％をそれぞれ所得割から控除します。  
・法人税の更正や決定を受けた場合の延滞金は、更正が行なわれた場合の延滞金のみ控除期間を認めます。  
◇固定資産税関係◇  
・学校法人が設置する大学、高等学校、中学校の寄宿舎も非課税になります。  
・民法第三十四条の法人、宗教法人、社会福祉法人が経営する幼稚園は固定資産税を課税しません。  
◇市バコ消費税◇  
・専売公社が小売人に対して売った製造タバコの数量に、全同平均小売価格を乗じた額になり、税率は百分の十二です。  
◇電気ガス税◇  
・税率が百分の九にさがり、五月分の電気ガス料金の料金が安くなります。  
◇木材引取税◇  
・木材引取税の課税標準になる引取価格は山元の価格になります。

## みんな笑顔で

## 待望の年金通算制度

## 国民年金も通算される



A 叔父さん、こんにちは。きょうも庭いじりですか。  
B ああ、太郎か。よく来た。またあがれよ。わしもこのへんで一服しよう。  
A いいなあ、叔父さんは、毎こんなことをのんびりやっておられるんだから。それでいて恩給は手酷いといふんでしょ？  
B ああ、お前もいま勤めてる工場に長くおれば、わしの年にならば、厚生年金がもらえるさ。  
A でも、途中で職が変ったたり職業が変ればダメでしょう。  
B いちがいにダメとはいえない

みなさん、こんにちは。きょうも庭いじりですか。叔父さんは、毎こんなことをのんびりやっておられるんだから。それでいて恩給は手酷いといふんでしょ？ お前もいま勤めてる工場に長くおれば、わしの年にならば、厚生年金がもらえるさ。でも、途中で職が変ったたり職業が変ればダメでしょう。いちがいにダメとはいえない。A ご名答、どうもすみません。

年金がもらえるようにしよう、というのが国民年金のねらいだ。これはお前も知ってるだろう？ A そこまで知って加入したわけではないのだから、たまたま、ほかの二十歳になったとき、その国民年金制度が生まれ、ともかく加入せんとはいかん、といわれて、いまの勤めにはいるまでかけ金をかいたんですよ。ところが、一年とチョットかかたあと、いまのところが就職したでしょう。だいぶ損しちゃった。  
B それは大抵がい、その一年チョットの国民年金への加入は、これから大きな助けになるのだから、いよいよこれから本論だ。通算年金制度とは……  
A つまり、その通算年金制度ができて、いままで加入しては途中でやめてしまったような年金が、これからみなさんつながって生きてくる。だから、ほかの国民年金のかけ金もかきつけては、このういうことですね。いや、よくわかりました。それでよくも安心しました。じゃあ、かえりますよ。  
B それだからお前は困るのだ。そう簡単にはいかんのだ。まんじゅうがなければまた出すよ。  
A まだあるんですか。  
B どちらが。  
A いや、その、年金の話ですよ。まだある。まんじゅうもまだある。で、その通算年金制度によって、たしかに、各種の年金が通算されるようになった。しかし、それは、国民年金に加入したものでない、その恩恵にあずかれないのだ。  
A はあ、じゃあ、ばくはとくをしたんですね。  
B そうだよ。だからある人が厚生年金に十年もかけ金をかけ、そののち、ある共済組合にまた十年かけ金をつづけても、それだけでは通算されないんだ。  
A ところが、その人が、一年でも国民年金に加入しておれば、この三つが通算される、そういうんです。  
B そのとおり。その通算にはいろいろ規則があって、こまかに決められている。たとえば、国民年金にかけ金をかけた期間、むすかしくいうと、国民年金の保険料納付済み期間というのだ。それと、ほかのある年金制度にかけ金をかけた期間を合計して二十五年以上になれば、ふたつが通算されて、年金が出るようになるのだよ。  
A たとえば、国民年金に十五年厚生年金に十年かければ、合わせて二十五、これでOKですね。  
B そう、またほかのいくつかの年金にかけ金をかけた期間が合計して二十五年あれば、それでもよいわけだ。  
A 国民年金にはいつていなくても、B いやいや、さっきいったように国民年金に加入したものでない、と通算されないのだ。  
A ああ、そうでした。まだいろいろ規則があるんですね。  
B まだまだある。しかし、ここをそれを見ないこともなからう。人によってちがうのだから、わからないことは市役所の税務課にきけばいつでも教えてくれるのだよ。

# “自分のところを自分できれいにして 自分でよろこぶ”

## 成果あげた“町ぐるみ”の運動

### 三つのゴミ箱に分けて入れる

市内から出るゴミは一日に約二〇〇トン、これを普通のトラックに積めば約四〇台の数のぼる……。

広島市も戦後十七年、都市のかたちは、まずはっきりと整ってきたものの、おびただしいゴミの始末となると相変らずの状況——文化が進み、生活が向上し、豊かになればなるほど、出てくるゴミはふえる一方、皮肉にもゴミの排出量は生活水準を計るバロメーターともいわれている……。

市では、今年度、「町を美しくする運動」を始める。しかし、ひと口にそういっても簡単にできることではない。市民ひとりひとりの理解と協力、これが必要になってくる。市内段原中町下組町内会、これは、「自分たちの町を、自分たちの手できれいに」して、ゴミの減量運動実践の町である。——以下はその探訪記。

### ゴミの減量運動実践地区

#### —その1— 段原中町下組町内会

「自分のところを自分できれいにし、自分でよろこぶ」を自分ででき、と、市がとりきめて、あと始末もちゃんとしてくれるもの」を、自分でも思っている人が多いようだが、これがまちがいた。自分でやるのがあたり前、やらないのがおかしいというわけ……。

全世帯三六五戸、このうち三三三戸が町内会に加入している。いまでは普通のゴミ箱は「二コ」の状態で、そのうえ、フタのエサになるものを別にフタのついたカンに入れて、これが七世帯に「二コ」の割合、もうひとつ、もえがらやガラスの破片をいれるカンをこのふたつよりほかに置いて、これは各世帯に「三コ」ずつ。……



古谷さん、加藤さんの陣頭指揮、おふたりは異句同音に強調される。きけば、この町には「派手」な名前が、この町には「派手」な名前が、この町には「派手」な名前が……。

「この運動を始めるまでは、子どもたちにハエを〇〇ビキとやら十円あげるからね……」という具合だったが、いまではそんな邪道なやりかたは全然必要がない。……



「なんといっても、ゴミの始末は市がやることになるのですから、町内会の協力がなくてはね」。町内会長は加藤トモ子さん。「古谷会長さんのおっしゃる通りにわたしたちは、まったく町内会へおさがりしているかっこうなので、……」



町の広場や道路の清掃には一三〇人から一五〇人くらいの人たちが出てきれいにしている。

#### 廃品回収はふた月に一回

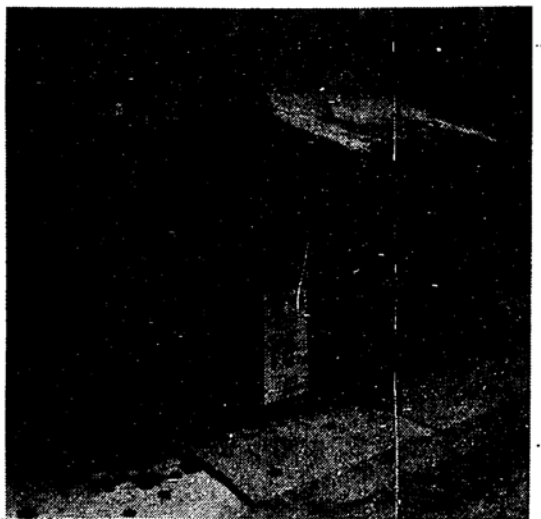
その収入だけでも三千元

「しかし、古谷さんは「わたしがいくらやろうとしても、みなさんがついてきてくれないで、……」



「自分のところを自分できれいにし、自分でよろこぶ」を自分ででき、と、市がとりきめて、……

町内会の会費は一世帯当たり月三十円、これの三分の二がゴミ箱の補修、真砂土によるデコボコ道の補修、道路や広場の清掃など、「町をきれいに」することに使われている。



「ゴミの選別、減量と合わせて、毎月第三日曜日には下水掃除もやっている。さらには、毎年一回定……」

町内会と婦人会という一の家が中心になって、町民という家族がこれに協力して、……

広島市政と市民

が太きくなってひろがって行くところ、美しさと喜びの世界が開けるのだといえる。

「ゴミが落ちていたらすぐにひろってゴミ箱に捨てる」、こうした小島のはばたきにも似た小さな心づかいから出発したという古谷さんの心境——市民ひとりひとりの心。

市でも、市民のあいたからわき出た果を絶やさない、行政面での裏付けをこうする必要がある。また、ほっておく手はない。

たとえば、ポリエチレン製の「ザッパリ」とした「ゴミ容器」を買い与える、というように……。

いま一度、古谷さんのはじめのことばをかみしめながら……、わたくしたちは、いつまでも、この小さな芽をあたかく育てたいものである。

**広報板 お知らせ 広報板 お知らせ 広報板 お知らせ 広報板 お知らせ 広報板 お知らせ 広報板 お知らせ 広報板 お知らせ 広報板 お知らせ**

**牛田中学校の設置**  
昭和三十七年三月三十一日をもって、牛田中学校が設置されました。昭和三十七年四月一日から新しく牛田中学校が設置されました。

**旅館や飲食店の営業者へ**  
旅館や飲食店など、飯を出して居るところは、県知事の許可を受けて営業しなければならぬ。昭和三十七年度の営業許可が、四月一日から一ヶ月のあいだに市役所農林課へ申請し、手数料をもちてきてください。

**旅館や飲食店の営業者へ**  
旅館や飲食店など、飯を出して居るところは、県知事の許可を受けて営業しなければならぬ。昭和三十七年度の営業許可が、四月一日から一ヶ月のあいだに市役所農林課へ申請し、手数料をもちてきてください。

**旅館や飲食店の営業者へ**  
旅館や飲食店など、飯を出して居るところは、県知事の許可を受けて営業しなければならぬ。昭和三十七年度の営業許可が、四月一日から一ヶ月のあいだに市役所農林課へ申請し、手数料をもちてきてください。

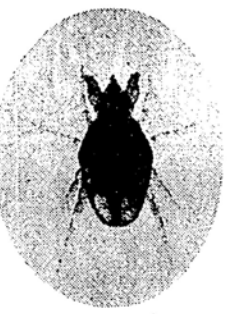
公園のデイト



野つばに必ずフタを  
野つばの管理にはいつも心配しておられることでしょう。フタをしないと肥料の成分を失います。カヤハエなどが発生して、伝染病のもとになります。

また、幼児がフタのない野つばに落ちて死んだこともあり、野つばには必ずフタをしてください。一般家庭でも、子どもさんの遊び場所にはよく気を付けて、農耕地帯では遊ばせないようにしてください。

タタミダニには  
こんな注意を



春から夏にかけてタタミダニが繁殖して困ることがあります。このタタミダニは、新しい畳に限って発生する。ナガコナダニ、フトツメダニ、ニクダニなどのこと。どうして新しい畳に限って発生するのか、そのへんのところはまだじゅうぶん解明されておらず、ミダニをどうにかでき、またその害を防ぐことができません。

乳幼児の場合、たとえ畳を起すことがあっても、その害が及ぶことがあります。タタミダニは例外的なもので、普通、その年かきりで翌年また発生するというようなことはありせん。

写真：実物（体長0.2mm）ハミリの百倍になるツメダニ

からだに障害のある人へ

・身体障害者更生授産所案内・

身体障害者更生授産所は、からだに障害がある人、職業技術が未熟で就職することができず、自分で営業することができないという人たちのために、職業や生活の訓練を行ない、自立更生への道を導くように指導するところ。

この施設のありまし、入所中の必要費用 食費（一日七円）と日常生活

所の条件などをお知らせして、ご利用をお待ちします。

- ・ところ 市内江波町九八番地ノ二（もとの江波小学校）電話三七八五
- ・定員 四〇名
- ・事業 縫製（ミシンを使うぬい物） 定員 三〇名 編み物（毛糸の編み物） 定員 一〇名
- このふたつの科目にはそれぞれ専門の技術指導員を置いています。
- ・入所できる人 身体障害者手帳を持っている十八歳以上の人
- ・入所の時期 いつからでも入所できます。
- ・入所中に必要な費用 食費（一日七円）と日常生活

入所願（用紙は福祉事務所から）戸籍抄本 履歴書 健康診断書 など、この授産所では一般からの編み物やぬい物の注文を受け、安い値段でいい仕事をさせてもらっていますので、ぜひご利用ください。

広島市政と市民



水の都にふさわしく  
川をきれいに

本年から市内の公園をきれいにするため、市も力をいれるという便り。また、公園愛護会の活動も町の緑化とともに、市民の自覚が一層必要のことと思います。

こうして、陸上ではつきつきと力をいれて市内の美化に努めておられることは、われわれ市民の喜びとするところであります。さて、水都広島という面からみてどうでしょうか。川の美しくなることにも力をいれていただきたい。現在のところ、個人々々の自覚も必要ですが、市内の会社なり大商店のゴミを月々引き受けて処理している業者が、たくさんのゴミを車運んで、橋の上から川へ捨てているのを毎日朝晩見かけますが、このようなことはやめさせたいものです。（一市民）

**和喜入** 市では、今年度のたいせつな仕事のひとつとして、「町を美しくする運動」、これをわたくしどもは、「町の清潔整頓運動」と呼んでおりますが、とにかく、小学生まで含めてみんなで町をきれいにしようではないか、ということで始めております。

公園の整備もこの運動の中でとりあげて行くようにしております。しかし、市がいくら一生懸命やろうとしても、みなさんのひとりひとりが、この運動に関心をもって、協力してくださなければならぬこととなります。ご指摘になった「川の清掃」も美化運動の中のたいせつなことのひとつです。

川の管理は、だいたい果が行なっているわけですが、市でも、川をきれいにすることには、じゅうぶん意を用いてやって行きたいと思っています。

まだ計画の段階ですが、監視船を設けて、場合によってはその監視船自体が川をきれいにすると同時に、川へゴミを捨てようとするのを防いで行こうと考えております。

いまひとつ、橋の上からゴミを捨てている業者があるということですが、これはおそらく監視船ではないかと思われ、警察当局および水面漁業協同組合と連絡して取り締まっていますので、現在では橋上からゴミを捨てているようなことはないと考えます。しかしふたたび始めたとなれば、これは大きな問題ですから、調査のうえ、関係機関と連絡してじゅうぶん取り締まる考えです。

▼「声のひろば」への投稿を歓迎します。市政に対するご意見なり、ご批判なり、なんでもけっこうですからふるって投稿してください。あて先は広島市役所広報室広報課です。

# 核実験の影響 心配ない水道水の放射能 砂と汙過膜でこす

アメリカがまた太平洋で核実験を再開しました。太平洋で実験しても、シベリヤで実験しても、必ず死の灰は日本の上空にやっつきまします。これは日本の地理的な宿命です。

▼水源地での放射能調査  
市では昭和二十九年ビニ二においてアメリカが核実験をしてから今日にいたるまで、ずっと引き続いて川の水（これを原水といいますが）と水道の水（これを市中へ給水している水をいいます）の放射能を測定調査してきました。また、雨が降ったときは雨水の測定も続けてきました。

▼川の水にはどのくらいの放射能があるのだろうか。  
昨年十一月七日福岡で降った雨の中に六十万カウントにのぼる放射能が検出されました。また、十一月八日広島県庁前に自然落下した大気中のチリから十萬二千三百カウントの放射能を検出してあります。この日の牛田水源地の原水（川の水）を測定したところ、毎分二十八カウントを検出したに過ぎませんでした。なぜ、雨やチリには何万カウントという放射能があるのに、川の水にはそれが少ないかといえますと、放射能を含んだ雨が地上に降って、山や野原などに落下したものが、木の葉や草の枯れた有機物によって吸収され、さらに、土砂の中へ浸透して

吸収されるからです。また、川そのものに落ちるものはその面積からいって、きわめてわずかなものであるからともいえます。

▼水源地にはいった川の水の放射能は口過地です。  
広島で実験された結果を引用してみましよう。この実験では普通の砂（二五センチメートル）の厚さでは放射能が八五％なくなりまします。また、七五センチメートルの砂の厚さではほとんど放射能はなくなるといふ結果が出ています。水源地では六〇センチメートル（七〇センチメートル）の砂層で口過しています。

それはかなりではなく、その砂層の表面には泥分やゴミなどがたまっているといわれるドベ（水アカ）の膜ができます。この砂よりもキメのこまかい口過膜で口過すれば、砂だけで口過するよりもずっとよく吸収するので、放射能はよくなるというわけです。

こうして、口過された水道の水には放射能は幾らも含まれていないのです。毎日の水に放射能があるわけではありませんが、最近の水源地の水に含まれていた放射能のうち、最大のものを持ちますと、昨年の九月、一カウント、十月、十三カウント、十一月、十一カウント、十二月、十カウント、この一月、十一カウント、二月、二十カウント、三月、十九カウント、となつていますが、これらはまったく心配のいらない数といえます。

だ続かなければさしつかえないと発表しています。同庁には対策本部がつくられ、専門家によって日々研究が進められております。広島の水も毎月東京へ送られております。要するに、水道の水に含まれている放射能が、これまでどのものでもあれば、心配はいらないというわけです。

連合国占領軍から被害を受けた人へ  
連合国の占領軍から被害を受けた人たちが、給付金の支給はつぎのようになつて取り扱われることになりました。

▽給付金を支給するための事務は、呉連合軍で行ないます。

▽多くの被害に対して同時に給付金を支給することは、財政上その他の事情により困難であるため、昭和三十六年度から三カ年計画で処理します。

▽被害者に対する請求の指導や給付金の支給は、その人たちの立場をじゅうぶん考慮して、つぎの順序にしたがって行ないます。

① 身体障害者等級の高い人および生活に困っている人  
② 昭和二十八年以前においてすでに見舞金を受けている人  
③ 昭和三十五年と三十六年度において、すでに見舞金を受けている人

くわしいことは原外事務課（電話二一五一一）まで。

|                                               |                                                                             |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 6月1日発行<br>第144号<br>広報室広報課<br>印刷<br>株式会社柳盛社印刷所 | 人口と世帯<br>人口 472,596人<br>男 235,631人<br>女 236,965人<br>世帯 135,154<br>(4月30日現在) |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|

歯の衛生週間  
6月4日～6月10日  
歯をじょうぶに、きれいに  
毎日午前中歯の無料検診  
東保健所で

# 広島市政と市民



## 「全国安全週間」によせる

笑顔でかよう学校へ  
仲良く並んだランドセル  
ホラ、こっちだよ、気をつけて  
右側歩こう元気よく  
自動車、トラック、オートバイ  
ママは心配するけれど

ホラ、だいじょうぶ、見てごらん  
お巡りさんが交通整理  
ほくも、わたしも知っている  
赤信号は止まれの合図  
左右をよく見て、落ちついて  
みんなで守ろう交通規則

7月号

# 交通安全運動

「国民安全の目」によせる



みんなが手をかしおかげで無事故  
だが……、望まれる、行政面での処置

午前七時三十分に少し前、激しい車の往来である。一分間に三十二台。しばらく立つてようすをみる……  
 ……午前七時五十五分、一分間に五十三台。このころには、

すでに交通整理も始まっている。「ベリリーッ」、車と商店街と人どおりの騒音の中にも、お巡りさんのフエの音はよく

えてい  
。その  
音と  
もにか  
わい  
い手

---

マンモ  
の状態と  
クしては  
えるはか  
市では  
って、都  
料にして

己強めて、三罷擧げられ、橋の架設工事も急げ、手で進め、これらも交通網をゆるめるためたためめのひとつの対策である。

とにかく、赤信号にならないまでに、早く具体的な対策をこころうなければならぬ。

二月一日は「西遊記」の日である。その

から旗が  
おろさ  
れる。  
P T  
Aの  
分まで、P T Aのおとうさん、お  
かあさん、小学校の先生と子ども  
たち、そしてお巡りさん、これら  
が一体となって交遊整理に当たっ  
ているのである。子どもたちは  
この時間内に登校するよう指導さ  
れている。しかも、どこそこに住  
んでいる子どもは、あそこの道を

こういうふうに通って、この横断歩道を渡ってくるのだよ、というように、通学路の順序がちゃんとしてあるという。

親人校長先生は、「これまでもいろいろな面で交通問題の指導に当たってきましたが、これからは、それをもっと具体的に進めて、

て、この日から七日まで一週間「週間」も始まる。――工場から家庭から、道路から、災害をセというところで運動が展開される。今月は、荒神・竹園岡学区で「運動」の實際をお伝えしよう。地ルポの一断面。

(表紙の写真、上は、山陽高校に守られて樹断歩道を通る竹屋もたち、下は、お巡りさんとして理名している荒神小学校の子どもの写真は、お巡りさんとお巡りさん、おかあさんに守られて学童の荒神小学校のよい子たち)

たと言は、交通科目や交通教室な  
 どを設けて、とにかく実際的な指  
 導をしていくようにいま、担当  
 の渡按先生にそのプランをねって  
 もらっているのだ。

渡按眞之先生は、生活部長とし  
 て、この方面の実際的な指導を受  
 けておられる。「子どもたちに

**学区神荒**

が交通道徳を自然に身につけるように、毎週交通についての、あるひとつの目標を

かかて指導に当たっているわけ  
です」こうした指導や訓練には  
学校交通安全自治班（班長、六年  
生三村孝慈君）が積極的に協力し  
ている。

おにいさん  
学校の子ど  
うに交通整  
ち。カッ  
のおとうさ  
新歩道を渡

「全国安全  
学校から、  
にしよう。  
の意味が  
「交通安全  
以下は現

P.T.A.のおとうさん、おかあさん  
に言わせれば、「おとながよ  
学ばなければならないことがよく  
あるですよ」とのこと。「この  
あいだも、道路を  
横切ろうとした  
ら、こはあぶな  
いだから、むこ  
うを渡らないとい  
けないんだよ」と  
子ともに注意され  
て、いさかかテレ  
たという。それだ  
けよく学校での教  
育がゆきとていて  
いるのだ、といえ  
る。

この学区では十六年間無事故をとおして表彰もたびたび。ことしの三月十日には、各町内会、婦人会、PTA、学校、東警察署など十四団体で結成している「荒神学区交通安全推進委員会」が旗頭をとって町民大会を開いた。その席上で毎月一日を「交通安全の日」と定め、「ますます交通安全全忠誠

を画めて行き、おたがいに交通道  
徳を守ろう」ということできよう  
まで運動を続けてきている。

「自動車だけが、運転手さんだけが、交通規則をよく守って事故を出さないようにじゅうぶん注意する、というわけのものではありませんからね……………」  
「家族ぐるみで、また、町ぐるみで、一人は右、車は左、ゆずり合って正しい通行を」という交通ルールをよく守って、みんなが注意し合わないといけないと思うのです」  
PTAの須藤善雄会長さんはこう強調される。

「ただ、悩ましいのが、こうやって交通整理をするということでは、奨励すべきことではないのですね。子どもが旗を出して、それに車があたってケガをしないとも限りませんからね」校長先生

生、須郷さん、それと東警察署の高橋剛父通課長さん、三人とも同じ考えを言われる。

「実際は早くやめたいのです。かわいい子どもたちのために、やむにやまれぬ気持ちから続けていめるのです。早くやめるために関係者当局へ交渉対策をたびたびお願いしているのです」須郷さんは早急行政面での処置をこうしてほしいと力説される。現在では、信号灯をつけ、陸橋をかけてもらわよう、に交渉を進めているという。

「幸い、わたしもものところで  
は、東署のお巡りさんが親味にな  
って協力してくださいますのでわ  
えー。ちょうど、校門の前に派出  
所もありますしね……」

須郷さんの言に、高橋さんは、「こうした、町民のあいだから盛りあがった運動はりっぱですよ。」

交通事故をなくしよう、というムードをつくりあげることはたいせつです。交通整理が終ったあと、

P.T.M.のかたと学校の先生に子どもさんたち、それにわたしとも加わって反省会をもっていますが、これも効果的です」とおっしゃる。――よい子たちにとってはお巡りさんはやさしいおとうさんであり、おにいさんである。交通整理ばかりについておれない派出所のお巡りさん、ときには、ほかの用務に忙殺されていることがある。

る。「どうもあぶなくて、ひとりで渡れそうにもない」、こんなとき、子どもたちは派出所をのぞくという。だまってつつ立っていても「よしきた」とばかり

に、いち早く出てきて整理に当な  
つてくれる……。ほほえましい限  
りである。

まぬPTA、山陽高校生徒会  
校内でも交通指導に力こぶ

「中にはね、しかし、いまでは たよ」。山陽高校生徒会の会長池

原野昭君はこう語ってくれる。  
「生徒たちで交通整理をやつては、とうように、学校側で何か指示されたのですか」、生活指導部長の白石昇先生にたずねてみた。  
「いえ、いえ、あくまでも生徒会自身の自発的な行為なんです。交通整理をすることは

「山陽高校の生徒さんが参加さ

れるようになってからはやりやすくなりました。わたしはひとりのときは片側だけでしょ。獨りましてね。両側でやればそれだけ左右に神経もきとどきますからね。……」宮森さんの子もさんは、すでに竹屋小学校を卒業して、実際にはPTAに関係ないと

ををつないでウロウロしている

のをみて、これではかわいそう  
だ」というところから始めたというお  
原君たちの心づかい、これは、宮  
森さんの気持ちと相通じるところ  
があるようだ。

れしいが、逆に交通がはげしくな

るのには閉口する。これではまだしもカタカタ道のほうがよかつたかもしれない。早く政治で解決してほしい——耳を傾むけなければならぬ市民の声である。

とにかく、官民一体、一日も早く「走る凶器」の災害をなくしたいものである。



のこと、しかし、「家がこれとお  
り坂道の前でしょう。それに、以  
前わたしの子どもがここで車にハ  
ネられましてね」——子どもたち  
が困っているのを見ておれないの

「青い色だと思ったんで、このサングラスが緑色なので、つい……」

れしいが、逆に交通がはげしくな

るのには閉口する。これではまだしもカタカタ道のほうがよかつたかも知れない。早く政治で解決してほしい——耳を傾むけなければならぬ市民の声である。

とにかく、官民一体、一日も早く「走る凶器」の災害をなくしたいものである。

# ゴミの減量運動実践地区 — その二 —

## 西蟹屋町中通り町内会



きょうの掃しも終わった。集めたゴミはキッチンとしたゴミ箱の中へ。「きれいになる」ということは、なんとしても気持ちがいい。  
——これからも、わたしたちはもっともっと町をきれいにするよう努めてゆきたい。

ポリエチレン製のゴミ容器は、コザッパリとしていて、見た目にもたいへん清潔な感じを与える。台所の片すみに置けるていどの大きさだから、手軽に持ち運びもできる。収集作業にも便利だ。  
——これからはだんだんこのポリエチレン製のゴミ容器に変えてゆき、道路からゴミ箱をなくしたいものである。値段は、大型が1,600円、小型が700円。



## 写真にみる運動の実際

「きょうは清掃日です。清美会のみなさんは全員お集りください」  
これは西蟹屋町中通り町内会深川秀二さんのお宅から有線放送されてくる声です。  
「ゴミをなくして町をきれいにする運動」を続けて九年……。

て、いまでは、こと改めて強調しなくても町民みんながごくあたり前のこととしてやっているという。  
以下は、「ゴミの減量運動実践地区」、その二としての西蟹屋町中通り町内会の探訪写真集——運動の実際をカメラで追って見た。



深川 さん



石丸 さん

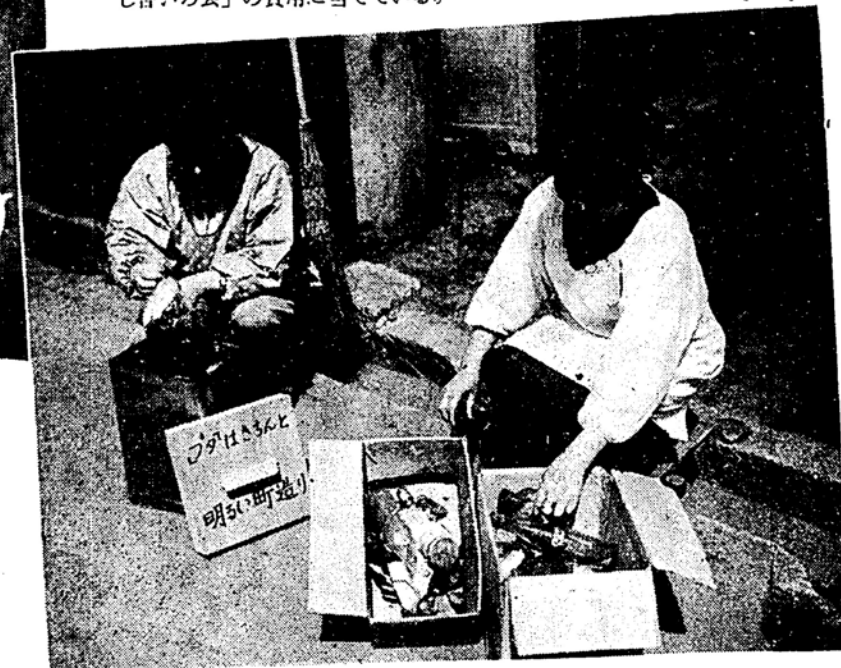
火炎放射器ならぬ薬剤放射器の威力でハエやカのゲリラも退治される。

うーこれハエ  
タマラン、タマラン

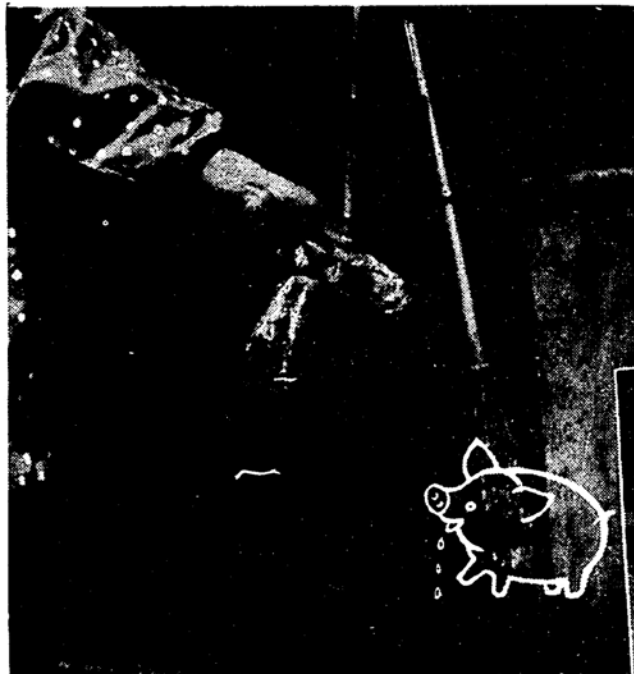


3台の薬剤散布器を330世帯24組にリレー式でまわしている。  
ゴミ箱、便所を、それぞれ月だいたい2回で、ひとつずつたねんにクスリをまいてまわるといふ。  
各世帯に対して毎月クスリの無料配布も行なっている。

ブタのエサになるものはビニール製の袋に入れて別にしている。ビンとかあきカンなどのお金になるものはまとめて保管している。茶わんやガラスの破片などはいっしょにしてあき箱に入れている。  
——こうして、廃品を回収して、得たお金は「町をきれいにする話し合いの会」の費用に当てている。



毎月8日、清美会（会長石丸シメノさん）のお奥さんがだか道路の清掃を行なう。また、毎週日曜日には子ども会のよい子たちも30人から40人くらい集まって、道路や広場をきれいにしている。



ブタのエサは、ビニール製の袋に入れてゴミ箱に捨てる。こうすれば普通のゴミとの見分けもつき、見た目にも清潔な感じを与える。  
「こんなにまでしてもらって恐れいります。ワシはますますふとりますワイ」こう言って、ブタ君も喜ぶことだろう。

正しい届け出で、  
便利な生活

住民登録法を育てましよう

この七月一日で住民登録法が生まれて満十年になります。住民登録制度は大きくわけて

一 住民の居住関係を証明することによつて、日常生活の利便をはかる。

住民登録法では、各世帯を単位として、戸籍簿と併せて、これを役所に保存されています。これをもとにして戸籍の謄・抄本と同じように、住民票の謄本や抄本あるいは住所についての証明書などがみなさんの請求によつて発行され

みなさんの請求によって発行され

ています。ですから、住民票に記載されていることが常に正しいものでないと役に立たないことになります。そのために、住民登録法では、住所や世帯主が変わったときなどは、わたくしたちの義務として、十四日以内にそのことを届け出るように定められております。十四日の期間内に届け出ないという罰則にふれることになります。

また、市では登録されている住民や世帯の数を参考資料にして、いろんな仕事の計画を立て、それを実行に移していますが、それにも、この住民登録が正確なものでなければならぬのです。

どうか、住民登録がつねに正しい基礎的な資料となるように、まちがいのない届け出をしていただきたいと思ひます。

- ・身体障害者を指導することのできる職員がいること。
- ・将来、身体障害者を雇い入れる見込みのある事業所であること。
- ◇訓練の期間 六月
- ◇委託費 適応訓練を委託した事業主に対しては、県から一月につき訓練生ひとり当たり五千二百五十円の謝金が交付されます。
- ◇適応訓練生に対する手当

職業上の技能を教え、働く自信をつける

# 身体障害者の適応訓練制度

身体障害者の適応訓練制度とは  
からだの不自由な人々に職業上の

この制度のあらまはつぎのと  
 ◇委託を認けることのできる事業  
 所  
 おりです。

の数に限りがありますので、希望者にはできるだけ早く職業安定所へ

は、夫婦・親子単位にして戸籍がつくられています。そして、出生、死、婚姻、養子縁組などの届け出によって、それぞれの身分上のことが出ることになっています。しかし、住所のことは記世帯主との続柄、本籍、筆頭者、いまの住所にいつから住み始めたか、前の住所はどこであったか、というようなことが記入されるのです。この住民票は戸籍簿と同様に「公正証書の原本」として、市技能を教えるとともに、普通の人のたちと手を取り合って、ともに築けるようになる自信をつけ、自覚を高めるために、県が事業所にお願ひして職業の訓練を受けられるようにするものです。

◇資格 適応訓練に、障害の等級が四級でいじょう（だいたい中ていじょう）の人であれば受けられます。ただし、その人の事情によつては五級の人でも差しつかえありません。

いづも仕事をしている従業員の数が五十人以上であること。

適応訓練を行なう職場の作業設備などが標準的なものであること。

適応訓練を行なう設備などにより、申請し込んでください。

このほかくわしいことは、広島公共職業安定所（市内基町一番地）電話四一三七（）か市の福祉事務所へお問い合わせください。

ゆうぶんな余裕があること。

寄付金

ありがとうございます

2月3日から5月8日までに、つぎの人たちから寄付金をいただきました。厚くお礼申しあげます。篤志のご趣旨にそい、それぞれ役だたせていただきます。(敬称略)

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 300     | 匿名 (N. T.)                 |
| 200     | 〃 (一学生)                    |
| 25,000  | 広島市 山下 二二郎                 |
| 2,000   | 下関市 藤井 只雄                  |
| 200     | 匿名                         |
| 5,000   | 広島市 竹岡 ミスエ                 |
| 5,000   | 〃 吉田 スエノ                   |
| 50,000  | 〃 松田 一人                    |
| 5,000   | 〃 林 敏道                     |
| 5,000   | 〃 品玉 一子                    |
| 10,000  | 〃 安永 実                     |
| 10,000  | 〃 森野 芳夫                    |
| 300     | 三重県鈴鹿市 若い素顔グループ            |
| 5,000   | 広島市 沖田 幸枝                  |
| 200     | 匿名                         |
| 10,000  | 広島市 龍永 隆介                  |
| 300     | 匿名 (S. K.)                 |
| 9,921   | 名古屋市愛知商業高校第2学年生徒一同         |
| 300     | 匿名 (N. T.)                 |
| 3,000   | 広島市 藤田 悦子                  |
| 3,000   | 静岡県三島市 県立三島南高校第2学年6・7組生徒一同 |
| 5,000   | 広島市 黒瀬 俊秋                  |
| 100,000 | 広島市 原 テウ                   |
| 4,500   | ブラジル 吉川光男                  |
| 4,500   | 〃 小西まよの                    |
| 2,000   | 広島市 三木エツノ                  |
| 2,000   | 〃 岡崎 義男                    |
| 1,000   | 大阪市 永尾 孝子                  |
| 200     | 広島市 堀 カツヨ                  |
| 94,993  | 〃 明治大学広島県人会                |
| 100     | 東京都 藤元 明子                  |
| 300     | 匿名 (S. K.)                 |
| 600     | 広島市 安達 佳年                  |
| 100,000 | 〃 菅野 敏子                    |
| 20,000  | 佐伯郡五日市町 中丸盛登               |
| 10,000  | 広島市 森山 満                   |
| 10,000  | 〃 己斐 博                     |
| 100,000 | 東京都 国際友協会 理事長 松根 周三        |
| 5,000   | 広島市 大下イトエ                  |
| 3,000   | 三重県上野市 平和促進協会理事長 村田一平      |

## 中・高校生の求人申込み

事業所の関係者は早めに

昭和三十三年三月に新しく中学校・高等学校を卒業する生徒さんの求人希望される会社、工場、事業所などの関係者は、つきのことをお含みのうえ、早めに職業安定所へ申し込んでください。

■受付年月日  
昭和三十三年六月下旬から

■申込み方法

各種にわたっておききする点がたくさんありますので、二十分～三十分はかかります。したがって来所のうえ申し込んでください。

■申込み者  
給与、その他いろいろな条件をくわしくききますので、その内容をくわしく知り、そして責任もてる人が申し込んでください。

■持ってくるもの  
申し込みこられる人の印鑑  
■申込みのときにきく内容  
◇申し込み者が記入する事項  
・求人者について  
事業所名、所在地、就業の場所、生産營業品目、従業員数、創業年、資本金、労働組合の有無  
・職种および求人数などについて

職種・必要な人員、採用希望地域・保証人の要否、通勤の可否およびその費用

・作業内容、必要条件について

どんな仕事を何を使ってどんなところで行なうか、作業の規模、おもな施設・店舗・事務所の広さ

身体条件の制限の有無

○職業安定所の職員が記入する事

・招来学生などについて  
加入保険、宿泊施設（収容定員、現在の収容人員、ひとり当たりの畳ベツト数、浴場の有無）、寝具持参・貸与の別、教育施設、娯楽施設、健康診断、その他のリクレーション  
・卒業者を対象にした各種の訓練方法について

住込み就職者の赴任は昭和三十三年三月十八日（月）に集団赴任の予定です。通勤者もこれに準じて取り扱ってください。

なお、このほか、くわしいことは広島公共職業安定所（市内基町一番地 電話四一三三七）へおたずねください。

児童図書館の新しい試み

よい子によい本をすすめる運動

民間人による軍縮会議  
ガーナの首都  
アクラ市で  
浜井市長が出席

（途中、ロンド  
ンで一泊）  
七月四日



児童図書館では、ここを多く利用しているよい子たちのおかさんがたと協力して、「よい本をすすめる運動」（提唱者は広島県立大学）（土）です。

■「おすすめてくれる図書」の貸し出し  
よい本をすすめる母親グループ



坂井 市郎

れ出席しました。会期は六月二十一日から六月二十八日までです。

■広島市長の日程■  
六月十五日 広島免

一九五七年にイ  
一國として独立し  
にガーナ共和国と  
した。おもな産物  
ンガン鉱とココア

エンクルマ大統領は、アフリカの主要な指導者のひとりです。ガーナの人口は六六九万人、首都アクラ市は三十八万人となっています。

## 広島市政と市民

## 早く「免除」の手続きを……

## 保険料を納めることが困難なとき

国民年金の保険料を納めることがむずかしいときには、そのままほっておかないで、援護課から所定「保険料免除」の手続きをしておきましょう。この手続きをしておけば、保険料は納めなくても六十五歳から、老齢年金、母子年金、準母子年金、遺児年金などがもらえることになりました。

国民年金にはいつていない人は

## 加入の手続きを

年金制度のある職場で働いている人以外は、原則的に国民年金に加入しなければなりません。老後の保険をはかるため、国民年金が年金制度にはいるという

七月は……

## 保険料第一期分の納期

七月は国民年金保険料第一期分の納期です。援護課か地元の出張

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……

七月は……



**軍人恩給の説明会** もとの軍人・軍属に対する恩給の戦時加算が復活し、昨年10月から申請を受け付けております。

しかし、この内容を知らないため、申請していない人がまだかなりあると思われますので、つぎの日程により県が説明会を開くことになりました。時間は3日間とも午前10時から午後4時までです。

7月16日(月) 荒神小学校講堂  
7月17日(火) 天満小学校講堂  
7月18日(水) 千田小学校講堂

**モーター・バイクの免許試験場の変更** いままで広島東・西・宇品の各警察署で行なわれていたモーター・バイク(原動機付き自転車)の運転免許の試験は、4月28日から毎週土曜日(受付午前8時30分から午前9時まで)に、新しい広島県自動車運転免許広島試験場(市内南観音町広島空港南方200メートル)で行なうことになりました。

**印紙税法の一部を改正** 4月1日から約束手形、為替手形の一部がつぎのとおりになりました。

- ・いまでは記載高1万円までのものが非課税でしたが、こんどは5万円までになりました。
- ・いまでは記載高10万円以下のものは20円の印紙税がかかっていましたが、こんどは10円になりました。
- ・記載高が40万円を超えるものはいままでもおとりです。
- ・請負契約書、借用書、委任状、受取書その他の証書、判取帳、通帳などの税金はいままでおとりです。

- ・市では、納税貯蓄組合がもっともってきえるように、お世話をしたいと思っています。新しく組合を設立したいとき、すでにできている組合に加入を希望するとき、主税課納税組合係(電話四一六七二七)でいつでも相談に応じます。
- ・市税を完納した組合員ひとりについて三十円以内
- ・市税を納めた額に対し、百分の二・五以内
- ・納期ごとの納付件数一件について三十円以内
- ・法人の場合
- ・組合員ひとりについて二百円
- ・納税成績のすぐれた組合や納税について功勞のあった人を表彰します。

へ納めてください。

納期までにキチンと納めておかないと、いろいろな年金が支給されないことがありますので忘れな

## 市税を納めやすくするために

## 納税貯蓄組合加入のおすすめ

◆税金をいっぺんに納めるのはなかなかむずかしいことですが、日ごろから少しずつでも準備しておくと、いざ、納期がきても安心して納められます。

◆納税貯蓄組合は、組合員の納税資金の貯蓄計画や預金先のあっせん、納税のとりまとめなど、いろいろなお世話をします。

◆納税貯蓄組合は、同じ地域の人や同じ職場の人たちが自由な意志によって結成されるものです。

◆納税貯蓄組合は、組合員の納税資金の貯蓄計画や預金先のあっせん、納税のとりまとめなど、いろいろなお世話をします。

◆市税を完納した組合員ひとりについて三十円以内

◆市税を納めた額に対し、百分の二・五以内

◆納期ごとの納付件数一件について三十円以内

◆法人の場合

◆組合員ひとりについて二百円

◆納税成績のすぐれた組合や納税について功勞のあった人を表彰します。

◆市では、納税貯蓄組合がもっともってきえるように、お世話をしたいと思っています。新しく組合を設立したいとき、すでにできている組合に加入を希望するとき、主税課納税組合係(電話四一六七二七)でいつでも相談に応じます。

7月1日発行  
第145号

広報室広報課

印刷  
株式会社柳盛社印刷所

## 人口と世帯

人口 473,438人  
男 236,012人  
女 237,426人  
世帯 135,839  
(5月31日現在)

## 今月の納税

固定資産税  
第2期分の納期です

納付期限 7月31日



# 広島市政と市民

川

ポーン、ポーン  
 夜空に花火が輝いた  
 きれいな花火が輝いた  
 暗い夜空はまっかっか  
 笑って、みなさんこんばんは

祭

ポーン、ポーン  
 夏のお空に花開く  
 川にうつってゆらゆらと  
 ほくとわたしに手をふって  
 仲よくしょうね、と呼びかける

ポーン、ポーン  
 空いっぱいひろがった  
 花火の火の群ひろがった  
 平和な町の川祭  
 おやすみなさい、と消えてゆく

8月号

昨年より一万四百九十円減税

所得税、市・県民税の総合負担

一例 夫婦と子どもひとりで年間所得八十万円の場合

第二は、県民税が大幅に改正されたことです。これは、国と地方公共団体の税財源をこう平に配分するため、所得税との繰合負担を当てるんですが、このふえる

まず第一に、いままでは国が所

得税の減税を行なうと市・県民税も、市町村の意志とか実情のいかんにかかわらず、自動的に減税されるという関係にありました。これでは、地方公共団体の自主性のある円滑な財政運営はできなくなり、地方公共団体が行なういろいろな行政の水準も低くなるばかりなので、この所得税の影射を受けないように措断されました。たとへば、事業増進者控除の金額や扶養控除の金額がそれぞれ所得税の控除額より少ない額で決められました。(くわしいことは、いままでに広報紙やチラシでお知らせしましたので省略します)

**今月の納税**  
**市民税第2期分**  
**の納期です**  
納付期限  
**8月31日**

市民税第2期分  
の納期です



納付期限  
**8月31日**

第一は、県民税が大幅に改正されたことです。これは、国と地方公共団体の税財源をこう平に配分するため、所得税との総合負担を軽くする方面で所得税の一部が県

市民税の所得割に移されたわけですから、このために、県民税の所得割の税率はこれまで最低〇・八%から最高五・六%の二段階（市民税所得割額の四割）の税率であったものが、二%と四%の二段階の

税率になりました。

このため県民税だけをみるとみると通常の場合は相当ふえますが、このふえる分については、昭和三十七年度分の所得税の税率をこれまでの最低一〇%を〇・八%に引きさけることなどによって調整してありますさらに、所得税は配偶者控除や基礎控除額の引き上げなどによる一般の減税をあわせて行なっております。

また三十六年度の所得税と三十七年度分の県民税とのあいだにおける所得控除額などの相違分については、税負担がふえることをさけるために当分のあいだ、特別な税額控除を行なって調整されております。したがって、結論としては、つき

の表でもわかりますように市県民税は約九%安くなっておりますが、県民税は相当高くなっております。反対に所得税は大幅に安くなっ

## 市・県民税所得割額と所得税額の総合負担の比較

夫婦者

| ひ別<br>と<br>り<br>得 | 昭 和 36 年 度 |        |        |         | 昭 和 37 年 度 |        |        |         | 減税額    | 減<br>税<br>率 |
|-------------------|------------|--------|--------|---------|------------|--------|--------|---------|--------|-------------|
|                   | 所得税        | 市民税    | 県民税    | 計       | 所得税        | 市民税    | 県民税    | 計       |        |             |
| 万円                | 円          | 円      | 円      | 円       | 円          | 円      | 円      | 円       | 円      | %           |
| 50                | 40,200     | 11,610 | 4,220  | 56,030  | 33,950     | 10,600 | 6,560  | 51,110  | 4,920  | 8.7         |
| 80                | 96,100     | 26,400 | 9,600  | 132,100 | 84,900     | 24,000 | 12,560 | 121,460 | 10,640 | 8.0         |
| 100               | 142,500    | 37,400 | 13,600 | 193,500 | 126,750    | 34,000 | 16,560 | 177,310 | 16,190 | 8.3         |
| 150               | 283,500    | 68,640 | 24,960 | 377,100 | 259,000    | 62,400 | 26,560 | 347,960 | 29,140 | 7.7         |

2 夫婦と子どもひとり（15歳未満）

|     |         |        |        |         |         |        |        |         |        |     |
|-----|---------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|-----|
| 50  | 35,700  | 10,290 | 3,740  | 49,730  | 29,450  | 9,400  | 5,960  | 44,810  | 4,920  | 9.8 |
| 80  | 90,500  | 24,750 | 9,000  | 124,250 | 79,300  | 22,500 | 11,960 | 113,760 | 10,490 | 8.4 |
| 100 | 135,000 | 35,750 | 13,000 | 183,750 | 120,250 | 32,500 | 15,960 | 168,710 | 15,040 | 8.1 |
| 150 | 274,500 | 66,650 | 24,240 | 365,400 | 250,000 | 60,600 | 25,960 | 336,560 | 28,840 | 7.8 |

3 夫婦と子どもふたり（15歳以上ひとり・15歳未満ひとり）

|     |         |        |        |         |         |        |        |         |        |      |
|-----|---------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|------|
| 50  | 28,500  | 8,970  | 3,260  | 40,730  | 22,250  | 8,200  | 5,120  | 35,570  | 5.160  | 12.6 |
| 80  | 80,100  | 22,990 | 8,360  | 111,450 | 68,900  | 21,000 | 11,120 | 101,020 | 10.430 | 9.3  |
| 100 | 122,500 | 34,100 | 12,400 | 169,000 | 109,750 | 31,000 | 15,120 | 155,870 | 13.130 | 7.7  |
| 150 | 259,500 | 64,680 | 23,520 | 347,700 | 235,000 | 58,800 | 25,120 | 318,920 | 28.780 | 8.2  |

ておりますから、所得税との総合負担ではかなりへることになります。

す。ところが、実際には各人の所得が年々大幅にふえていることや今年度から申告制度が強められて申告すべき人が申告されないといふいろいろな控除が認められないといった関係もあって、市・県民税がすいぶん高くなったという感じが強いのではないかと思われる。しかし、実際は以上説明したとおりですから、この点じゅうぶんに理解していただき、納税について一層のご協力をお願いします。

- 2 -

# 高天原火葬場が完成

近く操業を開始

火葬炉十基、霊きゆう車二台も完備

昨年三月に建設工事を始めてから約一年半、高天原火葬場はこのほど完成しました。

そこで、施設の内容、使用上の要領や注意事項など、そのあらましをご紹介します。

- ・モーター・プール（五十台の車が置かれます）
- ・霊きゅう車（二台、マイクローバス型十一人乗り、冷暖房装備つき）
- ・霊きゅう室と座席は区別されています

用する希望の有無など）を二応答語でけっこうですから連絡してください。（火葬場の使用状況によつては、希望された時刻とおりにならないこともあります）

・靈きゅうのはこひ込み 指定

らった火葬作業を減してください。  
い。

・告別 靈きゆうが告別室に安置され、焼香の準備ができたい最後の告別をしてください。

・火葬炉の力ギの受取り

にご利用にならないと、他の人にもご利用にならないことになり、指定の時刻を必ず守ってください。

生じてきますので、なるべく午前  
もご利用ください。

・スピーカーで骨上げの連絡をし  
たときは、すぐに取りかかってく

| 火 葬 場 使 用 料 金   |              |                               |                       |
|-----------------|--------------|-------------------------------|-----------------------|
| 火葬料             | 12歳以上の人の遺体   | 1 体                           | 1,600円                |
|                 | 12歳未満の人の遺体   | 1 体                           | 1,200円                |
|                 | 死 産 児        | 1 体                           | 800円                  |
| 焼却料             | 手 術 肢 体      | 1 個                           | 400円                  |
|                 | 胎 盤          | 1 個                           | 80円                   |
|                 | 産 汚 物 類      | 1 個(2kg以内)                    | 80円                   |
|                 | 小 動 物 死 体    | 1 体                           | 500円                  |
| 遺 体 の 一 時 保 管 料 |              | 1 体                           | 100円                  |
| 霊 柩 の 運 送 料     |              | 運送距離が10kmまでの場合                | 1,300円                |
|                 |              | 運送距離が10kmを超える場合(1km未満は1kmとする) | 1,300円に1km当たり60円を加えた額 |
| 加算料             | 死亡者の住所が市外の場合 | 火葬料・保管料                       | 5割増                   |
|                 | 使用料の住所が市外の場合 | 焼 却 料                         | 5割増                   |
|                 | 開場時間外に火葬する場合 | 火・葬 料                         | 1,000円増               |

◇使用料（右の表のとおり）

- ・ 告別室（焼却用具一式が備えてあります）
- ・ 収骨室（同時に二体の収骨ができます）
- ・ 待合室（六畳の和室もあり、温茶を接待します）

つぎの申込みから骨上げまで、  
使用の順序にしたがって、その要  
領をお知らせします。

・使用の申込み

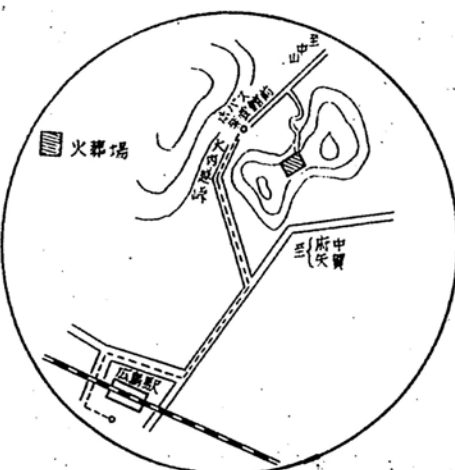
葬儀の日とりが決まりたい、  
使用希望の日時（葬きゅう車を使

う車を使用した場合の料金をこのとき払っていただきます）

・霊きゅうの引渡し  
霊きゅうの取りおろし、告別室へのはこび入れは火葬場の職員が行ないます。このとき、さきにも

・使用の指定時刻  
できないことになつていきますので、必ずその時間を過ぎてから使用してください。

火 葬 場 の 位 置



・牛後の使用者が集中して、差別ださい。それが遅くなりますと骨上げなどが他の人と重なることも つぎの人の火葬準備ができません

(上) 火葬炉 これが十基あります  
すが、陰うつな感じのないスマートな近代車です。

(下) 二台の置きゅう車で

(上) 火葬炉、これが十墓あります。(下) 二台の霊きゅう車で  
すが、陰うつな感じのしないスマートな近代車です。

## 広島市政と市民





台風時期には  
予報や警報に注意しましょう

こしも台風シーズンが近づいてきました。市ではこのシーズンに備えて昨年以上に通信網を強化し、水防資材の近代化と充実をはかり、市内二十一カ所の水防倉庫にそれぞれ分けて配置しています。また、水防業務には約二千三百名の人員があたることになっています。

広島市は干拓地で、だいたい海より陸地のほうが低いという、いわゆる低地帯になっており、とくに沿岸部は高潮時になると危険な状態になります。

洪水や高潮のおそれがあるときには、市の水防本部（消防局内）

◇避難の勧告と命令  
避難の勧告は危険な地域の人に対して広報車、ラジオ、テレビなどによって行ないます。  
避難命令はラジオ、テレビ、サイレン、警笛によってお知らせします。

◇避難のときには、とくに下記のことに注意してください。  
・血液型を入れた名ふだをつける  
・食糧、毛布、照明用具、飲料水を準備する。  
・火事を起こさないように火の元の始末をする。  
・家の補強や戸締まりを厳重にしておく。

◇避難場所（小は小学校、中は中学校、高は高等学校のこと）

● 猿猴川から東の地区  
青崎小 光輝寺 大洲小 大洲中  
中山小 矢賀小 菟神小 戸坂小  
生田中 生田小 二葉中 尾長小  
松本学園  
● 猿猴川と京橋川に囲まれた地区  
楠那小 仁保小 大河小 比治山  
女子高 県立工商 段原中 翠町  
中 菟寒小 比治山小 広鏡高  
海上ビル海員会館 宇品東小 宇  
品小 宇品中 元宇品小 女子商  
高 段原小 鵜輪町  
● 京橋川と元安川に囲まれた地区  
基町高 工芸体育館 山陽高 白  
鹿小 商工会館所 Y M C A 磯  
町中 竹屋小 国察等中 大手町  
中 千田小 広大教養部 磯町小  
市民球場 合同庁舎 県庁  
● 元安川と本川に囲まれた地区  
平和記念館 吉島小 中島小 広

瀬小 本川小 神崎小 舟入小  
 江波小 江波中 舟入高  
 ・天満川と放水路に開まれた地区  
 天満小 佃音小 佃音高 南紀音小  
 中 南紀音小 中広中  
 ・太田川と放水路から以西に開ま  
 れた地区  
 ・崇徳高 大芝小 三篠小 己斐小  
 古田小 草津小 井口小  
 ・似島地区 似島中  
 ◇危険な場所  
 ・京橋川左岸  
 牛田町丁 兵橋北詰 二葉の里山陽  
 本線鉄橋下 台陽町京橋上流  
 ・京橋川右岸  
 鶴見橋・比治山橋上流 白島北町  
 神田橋と丁兵橋の間 東白島町  
 山陽本線鉄橋下  
 ・猿狩川右岸  
 段原大畑町大正橋上流 東雲町東大  
 橋下流  
 ・太田川左岸  
 牛田町鉄道官舎西側 西白島町三  
 篠橋上流 白島北町長寿園  
 ・太田川右岸  
 横川町光広木材前 鷹匠町奥田木  
 材前  
 ・本川右岸 河原町大林組陸寮前  
 ・天満川左岸  
 舟入町緑大橋下流 江波沖町西白  
 木外材株式会社材木置場  
 ・天満川右岸  
 中広町広額橋上流 上天満町植原  
 カン詰工業株式会社東側  
 ・八幡川左岸  
 井の口町八幡橋東詰  
 ・海岸 江波町三菱正南前

防火の手びき

わたくしたちの生活で火や電気を使わないくらしや煙突の先から周囲一メートル以内のところに建物の軒や窓があるときは、その先から六十センチメートル以上突き出す。掃き器などを備え付けて、簡単に煙突掃じができるよ

必ず煙突掃じを

アイロンの使用にも気をくばって

しかし、火や電気も正しい方法で使わないと、わたくしたちの楽しい生活に利益と幸福をもたらすことにはなりません。まちがった使いかたをしたり、チョット油断をしたりすると、利益や幸福をもたらすどころか、反対に、大きな災害を引き起こして悲劇を生む危険性があります。

「広島市火災予防条例」には、火や電気などの正しい使いかたがいろいろと定めてあります。

今月から毎月、「防火の手引き」として、この条例の中に定めてあるおまなことをおまかにお知らせしていきます。こまかい点は、消防局が近くの消防署でたすねてください。

◇アイロン、こて

・使用中には衣服や畳などの燃え

必 ず 煙 突 掃 じ を

アイロンの使用にも気をくばって

うにしておく。

- ・ 箇内にたぐさんのスス
- ・ 煙がたまつたときは必ず煙突掃じをする。
- ・ こわれたままの状態や煙がもれるような状態で使わない。
- ◇たき火
- ・ 引火したり、爆発したりするガソリンや火薬類などから二十メートルはなす。
- ・ 板べいなどの燃えやすいもののそばではしない
- ・ そばにだれかがついていたり、また、バケツに水を入れておいたりする。

◇おもちや用の花火

- ・ 燃えやすいものの近くでは使わない。
- ・ 店などで保管するときはガラスや金属などの燃えない材料の容器に入れるか、防炎加工したおおいをかぶせる。

今月から毎月、「防火の手びき」として、この条例の中に定めてあるおもなことをおおまかにお知らせしていきます。こまかい点は、消防局が近くの消防署でたすねてください。  
 ◇アイロン、こて  
 ・使用中は衣服や壁などの燃え水を入れておいたりする。  
 ◇おもちゃ用の花火  
 ・燃えやすいものの近くでは使わない。  
 ・店などで保管するときはガラスや金属などの燃えない材料の容器に入れるか、防炎加工をした。  
 おおいをかふせる。  
 ・使用中は衣服や壁などの燃え

・使用中は衣服や髪などの燃え おおいをかきさせる。

精神薄弱者に職場を  
「職親」を募集します

知能が人並みより遅れている人  
 ◇「職親」に委託されることので  
 ても、一定の期間、訓練を受け  
 ける人たち

精神逆弱者更生相談所において相談の結果、「職親」に委託することが本人の更生のために適当であると認められた。

このたび「職親」という制度が設けられ、このたび「職親の募集」を行なうことになりました。

この制度のあらましはつぎのとおりです。

◇「職親」になるための手続  
「職親」を希望される事業主の人は、福祉事務所へ申し込んでく

このたび「精神薄弱者福祉法」によって「職親」という制度が設けられ、このたび「職親の募集」を行なうことになりました。

この制度のあらましはつぎのとおりです。

◇「職親」になるための手続  
「職親」を希望される事業主の人は、福祉事務所へ申し込んでく

国民年金に加

◇「職親」とは

精神薄弱者の援助に熱意をもたれる事業主の人をさしていますつまり、精神薄弱者を自分の事業所にあすかつて、更生のために必要な指導や訓練を行ないたいと希望される人です。

国民年金に加入して

ほかの年金と通算しましょう

厚生年金など、そのほかいろいろの年金制度に短かい期間はいつあるときは、その制度からの年金は出ません。しかし、国民年金はつながらり、その制度の年金は六十歳から、国民年金は六十二歳からそれぞれもらえることにあります。

国民年金の強制加入の該当者

当然加入しなければなりません。年金制度のあるところに勤めている人のおくさんで、前にどこかの会社に勤めていた人などは希望加入すれば有利になるわけです。

このことを国民年金の通算老齢年金といいますが、他の年金制度

だけで合わせて長い期間になれば  
その他の年金制度の通算老齢年金  
ももちろんあるわけです。

昨年度の保険料の  
未納者は納付書で

昨年度の保険料が未納になって  
いる人へは、近く納付通知が行き  
ますから、その納付書で銀行か郵

便局または社会保険出張所へ納めてください。

援護課においてになつても、すぐ納める手續きをします。

納めないでよくと年金がもらえないこともあります。また、督促

かみくづき

今日も、うたへて  
川は流れる

10月1日から  
福祉年金がもらえます  
恩給、年金、扶助料の少ない人  
状を受け、たのちでも納めてい もなりませんので、じゅうぶん注意  
ないときは、延滞金がつくことに してください。

恩給、年金、扶助料などがあつても、あるていど福祉年金が支給されることになりました。それは少ないときは、七万円とその支給額との差額が、それぞれ福祉年金の年金額の限度内で支給されます。

退職金などによる普通恩給、年金、扶助料が二万四千円より少ない。該当される人は、援護費で相

母子年金、障害年金などの  
 ときの三万四千円とその支給額  
 との差額、戦争公務による扶助料  
 や傷病による年金が、七万円より  
 ます。

申請をしてください

すねてください。

料  
(分)

この五月からのちに、主人をなくした人で、十八歳未満の子（このさんがおられるお子さま）に

**保 険**

5・6月

ですが

はすぐい

所へ

年金 分(4・1)

国民  
第1期分  
限は7月3  
主納めて  
課か地

月分までの保険料がキチンと納期までに納まっているといけませ

**国民年金保険料**  
第1期分（4・5・6月分）  
期限は7月31日までですが  
まだ納めていない人はすぐに  
振替課か地元の出張所へ

広島市政と市民

8月6日

# 原爆死没者慰霊式と 平和記念式

こぞつてご参加ください

八月六日の「原爆死没者慰霊式」と「平和記念式」をつぎのとおり開催します。ご遺族の人も、一般市民のみなさんもこぞつて参加していただきますようお願いいたします。

平和宣言  
放 炮  
もくろく(午前八時十五分)  
あいさつ  
「平和の歌」合唱  
メッセージ披露  
閉式

資料集めに協力

## 「原爆戦災誌」の編修

市では、「広島原爆戦災誌」を地区委員一名二名を定めており、編修することになりました。その資料にするため、当時の市内の各地区や周辺部の町村の状況についてくわしい調査を始めております。この調査では、市内を三十七の地区に分けて、それぞれの地区に

くわしい人がありましたら、あなたの地区の地区委員に連絡していただき、できるだけ完全な資料表が作られるようご協力をお願いいたします。

あなたの地区の地区委員の住所

## 原爆戦災供養会の慰霊行事

原爆死没者の慰霊行事がつぎによつて行なわれますので、多数ご参加ください。

慰霊行事  
慰霊式  
八月六日  
午前六時三十分 開式  
午前七時三十分 閉式  
市の中島本町 平和記念公園内 原爆供養塔前  
各宗派の慰霊行事  
八月五日  
午後八時から 西本願寺派  
八月六日  
午後八時から 日蓮宗  
午後八時から 曹洞宗  
午後八時から 臨済宗

## 引揚者のみなさんへ

### 給付金の支給

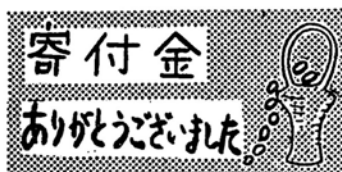
昭和三十三年から引き続いて実施している引揚者給付金支給法がこのたびつぎのとおり改正されました。

◆終戦前に六カ月以内に外地で出生した人にも支給します。

◆政府の命令または要請によつて会社や団体が外地へ移住させた人で、厚生大臣がこれを認めたときは、外地の移住期間が六カ月未満であつても支給します。

◆引き揚げたのち、内地において死亡した人は、死当時の年齢が二十歳以上(いままでは二十五歳以上)になりました。

◆引揚者給付金を受けることができる期間を一年間のはいて、昭和三十三年五月十六日までになりました。



5月9日から6月25日までに、つぎの人たちから寄付金をいただきました。厚くお礼申し上げます。篤志のご趣旨にそい、それぞれ役だたせていただきます。

| 金額      | 氏名               | 金額     | 氏名        |
|---------|------------------|--------|-----------|
| 400     | 広島市 堀 カツヨ        | 1,000  | 広島市 新谷 和美 |
| 100,000 | 広島市 西木 寿一        | 50,000 | 神戸市 田口 鶴子 |
| 2,000   | 東京都杉並区 日本慈愛協会    | 1,000  | 大阪市 永尾 孝子 |
|         | 中西 一哉            | 5,000  | 広島市 鈴木チエコ |
| 1,500   | 豊橋市 公認南朝同盟       | 300    | 匿名(S・K)   |
|         | 藤原 丸山            | 200    | 広島市 安達かねお |
| 2,000   | 愛知県江南市古知野中学校3年1組 | 10,000 | 広島市 平林 仁市 |
|         |                  | 5,000  | 広島市 恵木 薫  |
|         |                  | 20,000 | 広島市 戸田 武雄 |

八月六日には、できるだけ弔旗をかかげましょう

## 人口と世帯

|           |          |
|-----------|----------|
| 人口        | 473,876人 |
| 男         | 236,130人 |
| 女         | 237,746人 |
| 世帯        | 136,319  |
| (6月30日現在) |          |

8月1日発行

第146号

広報室広報課

印刷

株式会社柳盛社印刷所

みんなで大掃じ  
をしましょう

まだ すんでいないところ  
は早めに

7月15日～8月13日

